

(証券コード：3470)
2021年9月13日

投資主各位

東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
マリモ地方創生リート投資法人
執行役員 北 方 隆 士

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会へのご出席につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。つきましては後記の投資主総会参考資料書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返信くださいますようお願い申し上げます。なお、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようにお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第41条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を下記の通り定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2021年9月28日（火曜日）午前10時
(なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所： 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング 1階「霞が関プラザホール」
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約第12条変更の件
- 第2号議案：規約第41条変更の件
- 第3号議案：執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第6号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方（1名）を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://www.marimo-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、インターネット上の本投資法人のウェブサイト (<https://www.marimo-reit.co.jp/>) にて2021年6月期（第10期）の決算説明会動画及び決算説明資料等を掲載しております。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせをインターネット上の本投資法人のウェブサイト（<https://www.marimo-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

<投資主の皆様へのお願い>

- ① 本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。
投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討くださいますよう強くお願い申し上げます。
- ② 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようにお願い申し上げます。
- ③ ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方その他健康状態にご不安を感じられる方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ④ 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合もございます。本投資主総会の延期に関するお知らせをインターネット上の本投資法人のウェブサイト（<https://www.marimo-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- ◎当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、少ない座席数のご用意となり、充分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎役員及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で応対をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力をいただけない投資主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。
- ◎ご来場の投資主様におかれましては、会場受付での体温測定へのご協力をお願い申し上げます。また、発熱があると認められる投資主様や咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、インターネット上の本投資法人のウェブサイト (<https://www.marimo-reit.co.jp/>) にて2021年6月期（第10期）の決算説明会動画及び決算説明資料等を掲載しております。
- ◎このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約第12条変更の件

1. 変更の理由

本投資法人が物流施設についても投資することができるようにするため、規定を変更するものです（変更案 第12条第2項）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次の通り変更しようとするものです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第12条（投資方針）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. ポートフォリオにおける用途としてはレジデンス及び商業施設を主たる投資対象とし、ホテル、オフィス及び駐車場にも投資を行う。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. (省略)</p>	<p>第12条（投資方針）</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. ポートフォリオにおける用途としてはレジデンス及び商業施設を主たる投資対象とし、ホテル、オフィス、<u>物流施設</u>及び駐車場にも投資を行う。</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>4. (現行通り)</p> <p>5. (現行通り)</p>

第2号議案：規約第41条変更の件

1. 変更の理由

本投資法人は、現行規約第41条において、投信法第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、みなし賛成制度が適用されることにより、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合に、みなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。

反対意見を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです（変更案 第41条第3項及び第4項）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次の通り変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第41条（みなし賛成）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第41条（みなし賛成）</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. <u>前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6ヶ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。</u></p> <p>(1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u></p> <p>(2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u></p> <p>(3) <u>解散</u></p> <p>(4) <u>投資口の併合</u></p> <p>(5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u></p> <p>4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p>

第3号議案：執行役員1名選任の件

執行役員北方隆士は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第1文但書に基づき、本投資法人規約第34条第3項第1文に従い招集され選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される投資主総会終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2021年8月18日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
きたがた たかし 北方 隆士 (1975年12月21日)	1998年 4月 2002年 4月 2004年 8月 2005年 6月 2005年12月 2007年 6月 2010年 6月 2012年 1月 2013年 1月 2015年 1月 2015年 6月 2015年 9月 2016年 1月 2016年 2月	蝶理株式会社 入社 住宅都市開発部 蝶理都市開発株式会社 出向 株式会社ファンドクリエーション 入社 不動産投資部 主任 F C リート・アドバイザーズ株式会社 出向 不動産運用部 マネージャー 株式会社ファンドクリエーション 不動産投資部 マネージャー 株式会社ファンドクリエーション 不動産投資部 シニアマネージャー 株式会社ファンドクリエーション アジア事業推進室 室長 有限会社ヘラクレス・プロパティー 兼任出向 取締役 株式会社ファンドクリエーション 事業開発部 シニアマネージャー 株式会社ファンドクリエーション 事業開発部兼不動産投資部 シニアマネージャー マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長兼投資部長 マリモ・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任） マリモ地方創生リート投資法人 執行役員（現任）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含められており、また、本議案により執行役員に再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員藤間義雄及び田中美穂は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第1文但書に基づき、本投資法人規約第34条第3項第1文に従い招集され選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される投資主総会終結の時までとします。

監督役員候補者は次の通りです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	ふじま よしお 藤間 義雄 (1948年1月8日)	1974年11月 1990年 9月 1996年 8月 2011年 6月 2012年 5月 2016年 2月 2016年 6月 2019年 6月	監査法人中央会計事務所 入所 中央新光監査法人 社員 中央監査法人 代表社員 株式会社JIEC 監査役 ネオス株式会社 監査役 マリモ地方創生リート投資法人 監督役員（現任） 株式会社JIEC 取締役・監査等委員 太平洋セメント株式会社 監査役（現任）
2	たなか みほ 田中 美穂 (1974年12月1日)	2004年10月 2007年 2月 2011年 5月 2015年 7月 2016年 2月 2016年 9月 2020年 6月 2021年 6月 2021年 6月	あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所） TMI総合法律事務所 米国ミシガン大学ロースクール(LL. M.) 卒業 芝経営法律事務所（現芝・田中経営法律事務所） パートナー（現任） マリモ地方創生リート投資法人 監督役員（現任） 地主プライベートリート投資法人 監督役員（現任） 株式会社ソラスト 監査役（現任） 東京センチュリー株式会社 取締役（現任） パシフィックポーター株式会社 監査役（現任）

- 上記監督役員候補者両名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は当該保険契約の被保険者に含められており、また、本議案により監督役員に再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2021年9月28日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第1項第2文の定めにより、第3号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2021年8月18日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
北川 博彰 (1979年10月14日)	2000年 4月 2001年 1月 2003年 9月 2009年 1月 2013年 1月 2015年 6月 2017年 4月 2017年 8月 2018年 8月 2018年 9月 2019年10月 2020年 3月 2020年 7月 2020年 9月 2021年 2月	共盛自動車工業株式会社 営業部 入社 株式会社シティホーム 法人管理部 入社 株式会社マリモ 営業部 入社 株式会社マリモ 事業開発部 課長 株式会社マリモ 海外投資部 ヴァイスプレジデント マリモ・アセットマネジメント株式会社 出向 マリモ・アセットマネジメント株式会社 取締役兼財務管理部長 マリモ・アセットマネジメント株式会社 取締役（現任） 株式会社マリモホールディングス 経営管理本部 経営企画部 マネージャー 株式会社マリモホールディングス 執行役員 経営管理本部 副本部長 株式会社マリモホールディングス 執行役員 経営管理本部 本部長 株式会社GKT（現株式会社マリモ・グローバル・テクノロジー） 取締役 株式会社マリモホールディングス 取締役執行役員 経営管理本部長（現任） 株式会社マリモ 管理本部長（現任） 株式会社ユーリックホーム 監査役（現任） 株式会社マリモ・グローバル・テクノロジー 監査役（現任） 株式会社マリモコンサルティング 監査役（現任） 株式会社マリモデベロップメント 取締役管理本部長（現任） 摩麗茂投資有限公司 監事（現任）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社の取締役（非常勤）です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第6号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2021年9月28日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第1項第2文の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了するときまでとなります。

補欠監督役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
まつもと 松本 拓生 (1972年11月22日)	1999年 4月 2005年 5月 2006年 3月 2007年 1月 2010年 4月 2014年 4月 2018年 9月 2019年 6月 2020年 3月 2021年 6月	第二東京弁護士会登録 Duke University School of Law (LL.M.) 卒業 ニューヨーク州弁護士資格取得 TMI総合法律事務所 パートナー就任 東京大学法科大学院客員准教授 恵比寿松本法律事務所 開業（現任） 株式会社エブリー社外監査役（現任） 日本道路株式会社 社外取締役（現任） 東急株式会社 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役（現任）

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠監督役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

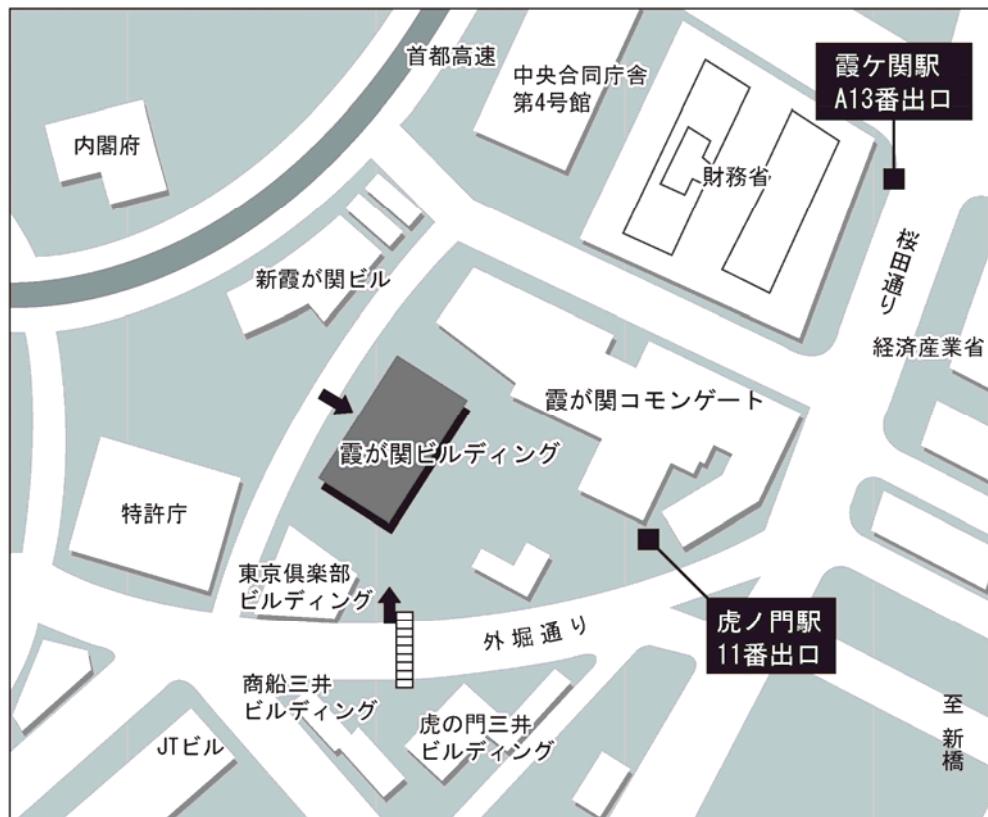
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人現行規約第41条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第4回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング 1階「霞が関プラザホール」
連絡先 03-6324-1091



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅11番出口より徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線、千代田線、日比谷線「霞ヶ関」駅A13番出口より徒歩5分

※会場周辺の道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。